

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会

第 1 回総会



行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時：令和7年7月30日（水） 午後3時30分

場所：東御市中央公民館 3階 講堂

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会
第1回 総会 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

報告第1号 開催準備経過概要について

参考資料1

令和7年度事業計画

参考資料2

令和7年度予算

参考資料3

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会総会から
常任委員会への委任事項

4 議 事

議案第1号 国スポアンバサダー（案）について

5 その他

6 閉 会

第 82 回国民スポーツ大会開催準備経過

年 度	月	内 容
平成 28 年度	6	(公財) 長野県体育協会理事長から、2 巡目国体招致要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出
	3	平成 29 年 2 月長野県議会において、「第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 29 年度	5	第 82 回国民体育大会（本大会及び冬季大会）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	7	2028 年開催の第 82 回国民体育大会（本大会及び冬季大会）の開催申請書提出し長野県が内々定
	12	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会
平成 30 年度	7	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会市町村競技会開催希望調査書提出
令和元年度	6	第 82 回国民体育大会のボクシング協議（成年男子・女子、少年男子）、ハンドボール協議（成年女子）開催に伴う内諾書提出
	7	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第 3 回常任委員会において可決され、ボクシング・ハンドボール競技会場が東御中央公園第一体育館に内定
令和 4 年度	12	第 82 回国民体育大会中央競技団体正規視察（ボクシング競技）
	1	第 82 回国民体育大会中央競技団体正規視察（ハンドボール競技）
令和 5 年度	7	(公財) 日本スポーツ協会の理事会において、令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会（冬季大会・本大会）の開催地として 長野県が内定
	3	第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
令和 6 年度	6	第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会第 1 回常任委員会を開催
	8	第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会第 1 回各専門委員会を開催 ・総務企画専門部会 ・輸送交通専門部会 ・競技式典専門部会 ・宿泊衛生専門部会

令和 7 年度	7	(公財) 日本スポーツ協会の理事会において、令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会 (冬季大会・本大会) の開催地として 長野県が正式決定
	7	第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会第 2 回常任委員会開催 第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会第 2 回総会開催 (東御市準備委員会から東御市実行委員会へ移行を承認) 信州やまなみ国スポ東御市実行委員会第 1 回総会開催

参考資料 1

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会 令和 7 年度事業計画

1 諸会議の開催

- (1) 総会の開催 (年 1 回)
- (2) 常任委員会の開催 (年 2 回)
- (3) 専門部会の開催 (年 2 回程度)

2 各種計画の策定及び推進

- (1) 開催推進総合計画の進行管理
- (2) 各種基本計画及び実施要項の策定

3 先催地の準備状況等の調査及び研究

- (1) わた S H I G A 国スポ (滋賀県) の視察調査

ア 大会会期 令和 7 年 9 月 28 日 (日) から 10 月 8 日 (水) までの数日間

イ 視察競技及び会場

(ア) ボクシング 滋賀県東近江市

(イ) ハンドボール 滋賀県彦根市、近江八幡市

- (2) 青森県国スポリハーサル大会 (青森県) の視察調査

【ハンドボール競技】 青森県青森市 (ジャパンオーブントーナメント)

大会会期 令和 7 年 8 月 9 日 (土) から 8 月 12 日 (火) までの数日間

- (3) わた S H I G A 国スポ (滋賀県) 事業概要説明会

ア 開催日 令和 7 年 12 月

イ 会場 滋賀県東近江市、彦根市、近江八幡市

4 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 関係競技団体及び共催自治体との連絡調整
- (3) 各種関係団体との連絡調整

5 広報活動

- (1) 各種スポーツ大会やイベント等での啓発活動
- (2) P R アンバサダーによる大会周知、啓発活動
- (3) ホームページ、S N S、市広報等を活用した情報発信
- (4) 実行委員会特設ホームページ開設

6 開催準備業務の推進

(1) 競技団体との連絡調整会議

ア ボクシング

イ ハンドボール（幹事市 千曲市）

ウ リハーサル大会・本大会の日程調整

(2) 中央競技団体による正規視察

ボクシング 未定

ハンドボール 未定

参考資料 2

信州やまなみ国スポーツ東御市実行委員会 令和7年度予算

歳入	4,071,000	円
歳出	4,071,000	円
差引	0	円

【収入】

(単位:千円)

科 目	予算額	備 考
負担金	4,000,000	市負担金
雑収入	595	雑収入等
繰越金	70,405	令和6年度準備委員会会計より
合 計	4,071,000	

【支出】

(単位:千円)

科 目	予算額	備 考
総 務 費	1,531,000	
会議費	60,000	郵便代等
事務局費	971,000	横断幕、懸垂幕、消耗品等
イベント費	500,000	講師謝礼、消耗品等
開催準備費	2,540,000	
先催県調査費	840,000	滋賀県本大会視察 30名×17,000円(職員、委員) 滋賀県大会報告会 3名×16,000円(事務局員) 青森県リハ大会視察 3名×94,000円(事務局員)
広報・市民協働推進費	1,700,000	スタッフ被服、特設ホームページ開設委託料等
合 計	4,071,000	

参考資料 3

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会総会から
常任委員会への委任事項

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する実施計画及び企画運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊、医事及び衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他大会開催の準備に必要な事項に関すること。

議案第 1 号

東御市国スポアンバサダー（案）について

信州やまなみ国スポを広く周知するため、アンバサダー（PR 大使）を下記のとおり設置する。

1 設置目的

信州やまなみ国スポ、並びに東御市開催競技であるボクシング・ハンドボール競技について、東御市民への認知・理解の向上、さらなる普及を目的とする。

2 アンバサダー候補者（2名）

（1）西澤ヨシノリ氏

上田市出身。日本ミドル級、東洋太平洋スーパーミドル級、アジア太平洋ライトヘビー級の元王者。定年制度を改正させ、45歳で念願の世界タイトルに輝いた中年の星でもある。

現在小諸市のスポーツジムで 70 歳以上を対象にボクシング教室を開催したり、子供たちにも指導を行っている。競技解説に加え、「NEVER SAYCAN'T=やればできる」など公演経験も豊富。



（2）金藤理恵氏

2016 年リオデジャネイロオリンピック 200m 平泳ぎのゴールドメダリスト。

湯の丸高原スポーツ交流施設 PR 大使をはじめ、学校での指導など、東御市のスポーツ振興に携わっている。

2016 希望郷いわて国体において優勝経験もあり。リオの水泳メダリストが 8 人も出場した岩手国体。オリンピックチャンピオンとして国体出場を決めた際の事など、話題も豊富。



3 活動内容

- ・市内の各種イベントに参加しての PR 活動
- ・講演会やスポーツ教室などを通じての PR 活動 など

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、信州やまなみ国スポにおいて、東御市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 東御市を代表する者
- (2) 東御市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、東御市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものと同みなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規程により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、東御市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与であるものは、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与にそれぞれ委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会関係規定中「第 82 回国民スポーツ大会東御市準備委員会」とあるものは「信州やまなみ国スポ東御市実行委員会」と読み替えるものとする。

信州やまなみ国スポーツ東御市実行委員会 委員・役員等

(順不同・敬称略)

≪ 東御市実行委員会 第1回総会 ≫

【会長1名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
1	市関係	東御市	市長	花岡 利夫

【副会長4名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
2	市議会関係	東御市議会	議長	山崎 康一
3	スポーツ関係	特定非営利活動法人東御市スポーツ協会	会長	加藤 行孝
4	市関係	東御市	副市長	掛川 卓男
5		東御市教育委員会	教育長	山口 千春

【常任委員30名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
6	市議会関係	東御市議会	副議長	大塚 博文
7		東御市議会総務産業委員会	委員長	田中 信寿
8		東御市議会社会文教委員会	委員長	滝澤 栄一
9	県関係	上田警察署	署長	北原 研一
10	県競技団体	長野県ハンドボール協会	会長	矢島 富士雄
11		長野県ボクシング連盟	理事長	奥原 亨
12	スポーツ関係	東御市スポーツ推進委員	会長	三溝 和子
13	学校関係	東御市校長会	校長	小林 和彦
14		長野県東御清翔高等学校	学校長	倉石 仁志
15	産業・経済関係	東御市商工会	会長	坂口 晋一
16		東御市工業振興会	理事長	後藤 誠
17		信州うえだ農業協同組合東部地区事業部	部長	小林 文治
18		佐久浅間農業協同組合北御牧支所	支所長	比田井 忠明
19	輸送・交通関係	公益社団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥 明
20		一般社団法人長野県タクシー協会	会長	山谷 恭博
21	宿泊・観光・衛生関係	長野県旅館ホテル組合会観光誘客推進委員会	委員	大久保 寿幸
22		一般社団法人信州とうみ観光協会	会長	北沢 達
23	医療・保健関係	一般社団法人小県医師会	会長	丸山 和敏
24		東御市医人会(医科)	医科幹事	春原 久幸
25	社会団体関係	東御市区長会	区長	小西 哉
26		社会福祉法人東御市社会福祉協議会	会長	横山 好範
27	市関係	東御市総務部	部長	井上 祐一
28		東御市企画振興部	部長	中村 昌彦
29		東御市市民生活部	部長	小松 信子
30		東御市健康福祉部	部長	寺田 嘉彦
31		東御市産業経済部	部長	小林 幸司
32		東御市都市整備部	部長	山邊 修
33		東御市教育委員会事務局	教育次長	滝澤 嘉紀
34		東御市議会事務局	局長	織田 秀雄
35		東御市民病院	事務長	井出 政之

【監事2名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
36	金融関係	信州うえだ農業協同組合東部地区事業部	次長	小林 正樹
37	市関係	東御市(会計)	会計管理者	上原 代夫

【委員36名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
38	県関係	長野県上田地域振興局	局長	合津 俊雄
39		長野県上田保健福祉事務所	所長	加藤 浩康
40		長野県上田建設事務所	参事兼所長	片桐 剛
41	スポーツ関係	東御市スポーツ少年団	本部長	関 守行
42		一般社団法人とうみ湯の丸高原スポーツコミッション	事務局長	小菅 武志
43		一般社団法人Sany TOMI	理事長	渡邊 真也
44		リオデジャネイロオリンピック金メダリスト 元競泳選手		金藤 理絵
45		バンクーバーオリンピック代表 元スピードスケート選手		神津 志保美
46	学校関係	長野救命医療専門学校	教頭	山崎 絵美子
47	産業・経済関係	東御市建設業協会	会長	木村 啓二
48		株式会社信州東御市振興公社	総務部長	滝澤 謙一郎
49	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社上田駅	駅長	矢彦沢 重行
50		しなの鉄道株式会社経営企画課	課長	守屋 芳典
51	宿泊・観光 ・衛生関係	一般社団法人長野県旅行業協会	副理事長	上原 道德
52		上小食品衛生協会	会長	宮崎 晴美
53		東御市飲食店組合	組合長	中村 義晃
54		東御市食生活改善推進協議会	会長	竹村 洋子
55	医療・保健関係	一般社団法人上田小県歯科医師会	会長	中村 隆
56		東御市医人会(歯科)	歯科幹事	南里 熙
57		一般社団法人上田薬剤師会	常務理事	宮下 真郷
58		公益社団法人長野県看護協会上田支部	支部長	山本 理恵
59		川西赤十字病院	院長	酒井 龍一
60		東御市民病院	院長	岩橋 輝明
61		東御市立みまき温泉診療所	診療所長	齋藤 文護
62		公益財団法人体教育医学研究所	研究部長	半田 秀一
63	警備・消防関係	上田交通安全協会東御部会	部会長	小山 誉洋
64		東御市交通指導員会	会長	宮下 秀男
65		東御市交通補導員	会長	藤森 典子
66		上田地域広域連合消防本部東御消防署	署長	樫原 美智彦
67		東御市消防団	団長	丸山 貴弘
68	社会団体関係	公益社団法人上田地域シルバー人材センター東御支所	支所長	日比 治
69		東御ライオンズクラブ	会長	成山 喜枝
70		東御市ボランティア連絡協議会	会長	阿部 貴代枝
71		東御市PTA連合会	会長	野中 祐二
72		緑のサポーター運営委員会	リーダー	渡辺 修
73		「みんなの健康×スポーツ」実行委員会	会長	岡田 真平

【顧問19名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
74	県議会関係	長野県議会	議員	佐藤 千枝
75	市議会関係	東御市議会	議員	長越 修一
76		東御市議会	議員	瀬田 智之
77		東御市議会	議員	高木 真由美
78		東御市議会	議員	西山 福恵
79		東御市議会	議員	斉藤 哲
80		東御市議会	議員	村山 弘子
81		東御市議会	議員	市毛 真弓
82		東御市議会	議員	田中 博文
83		東御市議会	議員	窪田 俊介
84		東御市議会	議員	花岡 豊一
85		東御市議会	議員	大谷 真宙
86		東御市議会	議員	小林 祐一
87		東御市議会	議員	佐藤 裕太
88	市教育委員会 関係	東御市教育委員会	教育長職務代理者	小林 経明
89		東御市教育委員会	委員	直井 良一
90		東御市教育委員会	委員	五十嵐 英美
91		東御市教育委員会	委員	小林 利佳
92		東御市教育委員会	委員	富岡 志津子

【参与5名】

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役 職	氏 名
93	報道関係	信濃毎日新聞上田支社	支社次長	菊池 毅
94		信州民報社	代表取締役社長	重原 君江
95		株式会社東信ジャーナル社	取締役	井出 ちよみ
96		株式会社上田ケーブルビジョン	代表取締役社長	母袋 卓郎
97		株式会社エフエムとうみ	代表取締役	堀内 和子

会長	1名
副会長	4名
常任委員	30名
監事	2名
委員	36名
顧問	19名
参与	5名
計	97名